

国立大学法人新潟大学における随意契約の基準

本学における随意契約の基準及び契約実績を公表するものは、次のとおりです。

整理番号	本学における随意契約の基準	契約実績を公表するもの
1-1	契約の目的物件が特定の者でなければ納入、改造又は修理することができないものであるとき。	○
1-2	契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入れ先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき。	○
1-3	契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。	○
1-4	競争に付するときは、本学において特に必要とする物件を得ることができないとき。	○
2-1	天災地変その他の急迫の場合であって、競争に付するいとまがないとき。	○
2-2	その他契約事務等担当者が緊急の必要があると認めたとき。	○
3-1	現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。	○
3-2	随意契約によれば、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。	○
3-3	買入れを必要とする物件が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。	○
4-1	予定価格が500万円未満の工事又は製造をさせるとき。	
4-2	予定価格が500万円未満の財産を買い入れるとき。	
4-3	予定賃借料の総額が500万円未満の物件を借り入れるとき。	
4-4	予定価格が100万円未満の財産を売り払うとき。	
4-5	工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約で、その予定価格が500万円未満のものをするとき。	
5-1	本学の行為を秘密にする必要があるとき。	
5-2	運送又は保管をさせるとき。	○
5-3	農場、学校等の生産に係る物品を売り払うとき。	
5-4	外国で契約するとき。	○
5-5	官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人等と契約を締結するとき。	○
5-6	別に定めるところにより資産の譲与又は無償貸付けをすることができる者に、その資産を売り払い、又は有償で貸し付けるとき。	
5-7	慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。	○
5-8	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。	○
6-1	競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないとき。	
6-2	落札者が契約を結ばないとき。	